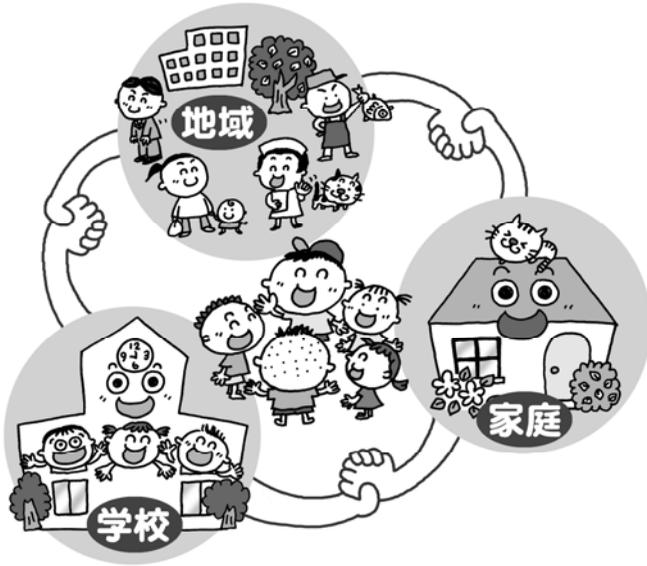


川崎の地域教育会議 ハンドブック

—市民自治の教育への取り組みをめざして—



川崎市地域教育会議推進協議会

はじめに

川崎の地域教育会議は全国で初めてボトムアップ方式の学校教育と社会教育の連携を目指した住民自治の教育参加組織として設置されました。1989年に生涯学習施策として位置づけられ、それぞれの地域にあった活動をしてきています。

全市の51中学校区・7行政区にそれぞれ約40名の委員がいますので、年間およそ2千名以上の委員が活動しており、1997年に全市に設置されてからでも、のべ2万名以上のおとなが関わったこととなります。

これまで、子ども支援のために、また地域教育力を高めるための生涯学習などの様々な活動により、各地域で顔の見える関係作りやコミュニティ作り、学校教育支援など多くの成果を残してきました。何より、地域みんなで、教育という視点からそれぞれの地域課題を発見し、解決方法を協議し、更に協議のみにとどまらず、実践活動をしていくスタイルは、「為すことにより学ぶ」ことになり、参画した委員自らの生涯学習ともなっています。

設置後10年経った地域教育会議の更なる活性化の機運が高まり、2005年3月に策定された「かわさき教育プラン」で、中学校区と行政区との役割が明確化されつつ、現在に至っています。

近年の教育状況の困難さから、社会総がかりでの教育が求められ、地域教育力の更なる活性化を目的としてきた地域教育会議が改めて見直されています。設置当初掲げた理念は現在においても古びることなく、ますます重要視されてきています。

ボランティアとは、「生命・平和・人権が尊重され、誰もが自己実現や生きがいを追求できるような多様で豊かな市民社会、一人ひとりの存在や違いが尊重され、生かされる社会を、市民たち自身の手で作っていく活動」です。

地域教育会議は、目的が重層的で多岐にわたるため、住民の主體的な運営には多くの困難がありますが、「協働」という新たな視点で更なる活性化が出来ることを願ってハンドブックを作成することとなりました。是非、手元において活用されることを願っております。

川崎市地域教育会議推進協議会

目 次

はじめに 1p.

第1章 地域教育会議の誕生

1 いつ、どのようにして生まれたの？ 6p.

(1) 背景・3者の提案

2 地域教育会議の目的は？ 7p.

(1) 3つの理念・5つの目的

3 中学校区と行政区の役割 10p.

「かわさき教育プラン」における役割
地域教育会議の方向性の提言

4 どのように位置づけられているの？ 13p.

(1) 教育委員会での位置づけ

(2) 地域の中での位置づけ

5 どんな組織なの？ 14p.

(1) 多い住民委員

(2) 教育分野の横断的ネットワーク組織

(3) 代表性のある組織構成

(4) 地域の実情に合った組織作り

(5) 未成年委員も OK

- (6) 協議体であり、事業実施母体
- (7) 構成委員

第2章 地域教育会議の歩み

- 1 どんなことをしてきたの？ 17p.
 - (1) 子ども会議 ー学校外子ども体験活動
 - (2) 教育を語る集い

第3章 これからの地域教育会議

- 1 新たな期待の背景 19p.
- 2 今後の地域教育会議の方向性は？ 20p.
- 3 新たな協働をもとめて 21p.
 - (1) 協働ってなに？
 - (2) 協働を成立させる原則
 - (3) どう考えればいいのか？

第4章 地域教育会議の課題

- 1 どうしたらいいのか？何とかならないか？ 26p.
 - (1) 名前が難しい！どうにかならないか？
 - (2) 参加団体との協働をどうやる？
 - (3) 住民委員を増やすためにどうしたらいいのか？

- (4) 地域の人を巻き込むために
- (5) 学校とつながるためにどうする？
- (6) 学校教育支援組織との違いは？
 学校教育推進会議・地域参画運営協議会
- (7) 事務局体制、誰が担うの？
- (8) 予算について(委託金・活性化予算)

おわりに 38p.

〈参考資料〉

- ・ 設置の経緯とこれまでの歩み 40p.
- ・ 川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱 42p.
- ・ 中学校区・行政区地域教育会議実施要項 44p.
- ・ 地域教育会議概念図 46p.
- ・ 関係諸会議関係図 47p.
- ・ 各区地域における地域教育会議の位置づけ 48p.
- ・ 事業イメージ図 (かわさき教育プランから) 49p.

第1章 地域教育会議の誕生

1 いつ、どのようにして生まれたの？

(1) 背景・3者からの提案

1980年代、荒れていた学校や子どもの起こした事件が市民の関心を高め、1984年から2年間にわたって全小学校を会場として開催された「川崎の教育を考える市民会議」では、父母だけでなく広く住民の教育論議が交わされました。同時期、市長からの諮問を受けた学識者を中心とした教育懇談会や川崎市教職員組合からも学校区への住民参加が提言されました。このように市民・学識者・教職員の3者からの提言を受け、教育委員会のみならず、行政全体の取り組みとして「地域教育会議」がスタートしたのです。

こうして市民からのボトムアップ方式が貫かれ、住民の教育論議で出された地域活動の事例を踏まえ、専門的な教育参加の理念が理論的に構築されている川崎独自の生涯学習基本計画が誕生しました。この理念形成の過程自体が住民・教職員の参加による共同学習の過程であり、1986年11月に発行された「いきいきとした川崎の教育をめざして（報告）」が教育への市民参加の理念を生み出したバイブルと呼ばれるゆえんです。



2 地域教育会議の目的は？

(1) 3つの理念・5つの目的

地域教育会議は、

- ① 教育の社会化—開かれた学校
- ② 地域の教育化—地域教育力の活性化・生涯学習の推進
- ③ 行政の市民化—市民自治・教育行政への市民参加

の3つの理念を背景とし、具体的には次の5つの実践目的を掲げています。

—実践目的—

(ア) 地域の子育て、住民の生涯学習などについて、保護者・教職員・住民の話し合いによる合意を創り出し、ネットワーク化をはかる。

→ 民主的な組織による教育改革
教育を語る集い・地区懇談会などの実施

(イ) 地域の人びとが日常的に教育に参加し、行政に住民の意見を反映させるようにする。

→ 市民が主体的に係わってすすめる教育改革

(ウ) 地域の教育のために活動する町内会、子ども会、地域スポーツ団体等と連携・協力し、新しい時代の地域の振興をはかる。

→ 地縁と知縁の融合、さまざまな市民(大人と子ども)のコミュニケーションの輪を広げ、交流と共生の町づくりを実践

(エ) 青少年の地域での活動を振興し、健やかな成長と発達を支援する。

→ 学校外での体験活動を中心に、子どもの意見表明・参加を促し、子どもの権利条例の実現を地域から支える

(オ) 地域の人びとの生涯学習のニーズをとりまとめ、学習活動を支援する。

→ 地域からの生涯学習教育推進

※ 学社融合組織として、多様な市民の主体的な参加による“教育”をキーワードとするコミュニティ形成を実現する。実質的には、「教育を語るつどい」「子ども会議」「調査研究・提言活動」「地域活動の連絡・調整」「広報活動」が主な共通事業

(地域教育会議概念図 参照 46p)

「中学校区・行政区において、学校・家庭・地域社会の連携により、区内の子育てや生涯学習のネットワークづくりと、教育への市民参加システム作りを行い、中学校区・行政区での教育力の向上を目指すことを目的とします。」

中学校区・行政区地域教育会議実施要項

「この組織は、市民が自らの責任として教育を行うための自主的組織」と定義づけられる。

地域教育会議の目的は複合的で幅が広い。しかも各地域ごとの実情にあった事業展開になっている。

地域教育会議推進協議会提唱

「ひとりひとりの人間が社会の主人公としての強い自覚をもち、それにふさわしい力量をそなえた人間になるような教育と学習との展開を期待する」(生涯学習)

「教師・親・住民が学校教育、家庭教育、社会教育の枠を一步ずつ踏み出し、対等な立場で、子どものための市民共同の事業への参加者として、協力し、実践していくことが、地域の教育力の活性化を現実のものとしていくのです」

(市民自治・地域主義一分権・市民参加)

「いきいきとした川崎の教育をめざして」

3 中学校区と行政区の役割

地域教育会議は、1997年に市内51中学校区と7行政区に置かれたことが2004年、地域教育会議推進協議会から教育長へ「**今後の地域教育会議の方向性の提言**」が出されました。それを受け、中学校区と行政区のそれぞれの役割が2005年3月の「**かわさき教育プラン**」に明記されました。

<中学校区>

「住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域における子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。」

<行政区>

「中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う。また、地域の人びとの教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。」

「今後の地域教育会議の方向性の提言」<趣旨>

「地域教育会議は教育への市民参加を目標にした住民の主体的な組織運営のもとで、地域に根ざす日常的・具体的な協議や実践活動を展開してきた。地域で子どもの発達を見守り、日常生活上の交流機会や地域内体験を増やし、多様な価値基準に基づく人間的触れあいを実感しあうこと、そしてこのような地域教育力のある地域コミュニティの存在は、青少年の生きる力を培い、地域に根ざした学校づくりのためにも今後ますます必須と

なるであろう。このことは、地域教育会議が事業実施母体として目指し活動してきたことであるが、今後は生涯学習のみならず、学校教育・教育行政への市民参画や、地域の教育力を高めていくための日常圏での具体的な協議・実践活動を更に充実させなければならない。」

＜中学校区地域教育会議の今後の方向性について＞

「中学校区はこれまでの活動（①生涯学習諸活動のコーディネート）を更に充実させるとともに、地域と学校の協働を進める推進力としての役割を更に強化する必要がある。

学校と地域の密接な連携による地域の子育て支援体制の中核組織として、各学校に設置されている学校教育推進会議と学校教育情報を共有し、各学校の当事者（教職員・PTA・子ども）以外の幅広い地域からの視点で、学校の運営や活動に係わり（②学校運営等への支援参画）、地域が支える学校づくりのための地域人材・資源を活用した実践活動の蓄積が大切である。

学校と地域が対等な立場で「為すことにより学ぶ」ことを協働すれば、教職員と住民の相互信頼・相互成長の実感が共有され、更に住民の生涯学習ニーズの事業化にあたり、そこに青少年の参加や子育ての視点を加えることで、おとな子どもも地域の一員であることを伝え合うことができる。このように、【おとなの育ち＝子どもの育ち】であることを相互に深く認識しあうことの重要性を考えても、中学校区地域教育会議の地域と学校の協働を進める推進力としての役割（③地域と学校の相互支援関係の構築とその推進役）強化が望まれる。」

＜行政区地域教育会議の今後の方向性について＞

「行政区は、区ごとの地域特性に応じた教育環境を考慮した教育行政上の政策決定に関与し（①**教育に関する政策決定への関与一提言**）、地域住民が教育行政に対して提言する機能を持つ組織として位置づける。

学校教育と社会教育の融合を目指し、区内の学校教育の方向性、学校・地域の教育計画と検証、課題発見・解決方策づくり、調査研究、区内の学校教育・社会教育施設の運用など、地域の教育力に基づいて活動し、教育委員会等への意見具申ができる。さらに教育領域における住民自治と行政との協働の仕組みの一端を担い、区民会議の教育分野に対して市民の声を届け、他の分野と連携しながら街づくり行政に貢献する。（②**区政推進会議や健康福祉局と連携しながらまちづくり行政へ関与**）

また、行政区地域教育会議は、中学校区地域教育会議の主体性を尊重しつつ、中学校区間の連絡調整や広域的支援・補完をしながら、行政区内の各地域教育会議をネットワークする。（③**中学校区地域教育会議のコーディネートと区内教育関連情報や人材等のネットワーク化**）

さらに、子どもを含むあらゆる住民一人ひとりが地域社会の創造者・担い手になることが期待される生涯学習活動を促進させ、そのために教育文化会館・市民館・学校等地域内の社会教育・学校教育施設と密なる連携をとり、行政区単位での生涯学習をコーディネート（市民活動情報の把握・発信など）する機能（④**生涯学習のコーディネート**）を持つものとする。」

4 どのように位置づけられているの？

(1) 教育委員会での位置づけ

(地域教育会議 関係諸会議 関係図参照 47p)

- ・ 1989年川崎市教育懇談会報告において、子どもをめぐる地域の教育状況と学校を開くという課題を中心に「地域教育会議」が構想されました。
- ・ 生涯学習推進基本構想策定調査委員会の論議を経て生涯学習推進基本計画の一環に位置づけられました。
- ・ 地方分権・市民参加を基本理念とする川崎市基本計画(2010川崎プラン 1993年発表)に位置づけられ具体化を進めました。
- ・ 地域教育会議の企画・実施、定着化と発展に関する業務を行うため、川崎市地域教育会議推進協議会を設置し、教育委員会から事業を委託されました。協議会の事業の一部を中学校地域教育会議と行政区地域教育会議に委任する方法をとることになりました。
- ・ 地域教育会議推進協議会は、地域教育会議代表者会議(全市の行政区・中学校区の議長・事務局参加)で、現場の意見聴取や情報交換をしています。地域教育会議推進協議会の事務局は教育委員会生涯学習推進課に置かれています。

(2) 地域の中での位置づけ (地域教育会議位置づけ参照 48p)

<各区内の行政との関係>

- ・ 区民会議への参加 (教育分野の団体委員)
- ・ 区子ども支援室 (教育担当) との連携協働
- ・ 区政推進・健康福祉局との連携協働
- ・ 教育文化会館・市民館、こども文化センターとの連携
- ・ 中学校区内の各学校との協働
- ・ 学校教育推進会議、学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) との連携協働

<地域団体組織との関係>

- ・ 地域内町内会・自治会との連携
- ・ 地域内社会教育関係団体との連携
- ・ 地域住民・保護者・子どもの参画

5 どんな組織なの？

(1) 多い住民委員 <住民自治・区行政への意見反映>

地域住民の自発的な教育参画を保障しています。

人口1万人に1人を目安に、数名～20名前後の住民委員を公募している地域に開かれた組織です。

(2) 教育分野の横断的ネットワーク組織

校区内の教育関係団体・機関からの代表者・委員を網羅し、青少年教育・生涯学習教育関係者が一堂に集まる組織構成（40名前後）は、民主的な協議・情報交換を通じ地域の教育合意形成を目的としています。

(3) 代表性のある組織構成 <公金支出の根拠>

住民自治を保障しながら、教育行政（学校教育・社会教育）・区行政職員の参画により、川崎市の施策として位置づけられた委託組織の代表性を持っています。

(4) 地域の実情に合った組織作り <現場地域主義>

どんな委員構成にするかは、全員の協議によって、各地域教育会議が決定します。

(5) 未成年委員もOK <川崎市子ども権利に関する条例の実践>

未成年委員も住民委員として参加でき、年齢制限のない地域みんなの組織です。

(6) 協議体であり、事業実施母体

協議するだけでなく、事業を企画し、実践していく組織なのです。

(7) 構成委員

<非選出委員>

学校長、市民館長・職員、図書館長、こども文化センター館長、保育園

園長、保護司、区役所子ども支援室・区役所課職員など団体・組織等の代表として参加する委員

＜選出委員＞

地域住民委員、PTA、保護者・学校教職員、町内会自治会、子ども会、青少年指導員、体育指導委員、民生委員、主任児童員、社会福祉協議会委員、少年補導員、ボーイ・ガールスカウト、その他地域の特色にあわせ企業・商店会委員など団体・組織等から選出されて参加する委員



第2章 地域教育会議の歩み

1 どんなことをしてきたの？(取り組み事例)

(1) 子ども会議 ー学校外子ども体験活動

1994年に子どもの権利条約が日本で批准されたことを受け、2000年に「川崎市子どもの権利に関する条例」が制定されました。そこでは、子どもの人権を尊重する市の姿勢が明瞭に打ち出され、子ども自身の意見表明や社会参画を促す目的で、子ども会議が位置づけられました。

子ども会議は、地域教育会議で実施している中学校区・行政区子ども会議と、全市を単位としている川崎市子ども会議があり

- ① 会議での話し合いだけでなく調査や体験をもとに意見をまとめ、市長や各行政機関に提言する活動
- ② 街の美化や環境活動、募金活動などを通して社会に参画する活動、
- ③ いじめ問題を話し合ったり、自然体験、居場所作りなど子どもたち自身の自治的活動など、多種多様な活動

が行われてきました。

参加方法も公募に応じて希望参加する方法から、学校・子ども会などからの推薦を受ける方法、その両方が混在する方法などがあります。

また、開催頻度も年間を通じて日常的に行われているところや、複数回、年1回など様々です。

子どもたちが実行委員会を作り、子ども会議を企画し、広く仲間の子どもたちに呼びかける方法をとっているところも増えています。

どんな形やテーマが良いかは、各会議参加者の特徴を活かして工夫されて

きました。

中学校区子ども会議は、それぞれの中学校区の子どもたち(小学生・中学生)が対象です。

また、行政区子ども会議は、広く区内の子どもたちを対象としていますが、各中学校区の子ども会議のネットワーク化や、中学生に絞った企画など様々な活動を行っています。

全市の子ども会議との連携も、各子ども会議の実行委員への呼びかけや、交流会などを通じて進みつつあります。

子ども会議の推進を協議するおとなの会議として、「川崎市子ども会議推進協議会」が設置されており、地域教育会議の子ども会議担当者も参加しています。(所管は、教育委員会生涯学習推進課)

(2) 教育を語るつどい

どんなテーマでも、教育を切り口にした課題であれば、啓発・啓蒙、調査研究事業は、教育を語るつどいによる企画になりえます。広く市民参加の協議が行われ、ある程度の合意ができれば、より中身が充実します。以前からあった地区懇談会も、貴重な地域内の合意を作る場として有効です。

子どもとの交流や協議など、子ども会議との合同企画も出てきています。また、街づくりや健康・福祉などの地域課題のテーマも、教育課題と重なることが多く、テーマの領域はどんどん広がっています。

第3章 これからの地域教育会議

1 新たな期待の背景

核家族化がすすみ、地域コミュニティの崩壊が指摘されはじめて40年余、「生きる力のない子ども」がますます問題になっています。これは子ども自体の問題というより、親や教師をはじめとする地域に住むすべての大人の問題でもあり、「地域総がかりでの子育て」の意識変革が必要となっています。

学校教育だけでは培えない、その地域ならではの自然や大人との体験・文化の伝承が青少年の育成に大きくかかわっていることを考えると、地域コミュニティの崩壊によって各家庭・学校・地域での子どもの育ちにさまざまな問題を生じさせています。学校や家庭においては、不登校・いじめ・学級崩壊・家庭内暴力・育児放棄育児困難な親の増加、地域においては、少子化と相まって地域で出会う子どもの数が少なくなり、地域体験の減少などが問題になっています。

地域教育会議はその地域で教育をテーマに関係者が一堂につどう唯一の会議であり、住民の自主に裏付けられた自由度の高い組織として、これまでも、行政だけでは発想しえなかった地域の現場をよく知る住民発想の教育体験や啓発事業をたくさん実施してきました。

学校現場にも、学校を開き地域と協働しようと働きかけてきましたが、双方の様々な原因から、必ずしも成功事例が多かったとは言えません。

しかしながら、学校内のいじめや不登校・安心安全な環境整備など喫緊の教育課題や、子どもとの出会いの場が学校に限られつつある現状から、「学校を地域に開く」「学校教育現場に地域の力を入れる」ことが、文科省の『学校教育

地域本部]構想や本市の教育プラン新実行計画(20年)として打ち出されました。

学校教育現場からは、更なる地域教育力の向上が期待されるとともに、各区役所には、学校・家庭・地域の教育連携をどのように構築するのかを考える子ども支援室が立ち上がり、各区での取り組みが始まっています。

(※教育プラン実行計画の子ども支援室や、こども局と中学校区地域教育会議との関係・行政区との教育支援体制づくりの関係の図—概要版)を添付

2 今後の地域教育会議の方向性は？

「学校教育支援」という言葉は、狭義には「学校教育現場を支援する」意味で、学校からのニーズが元になっています。その意味で、日々学校で行われている学習指導要領の範囲内のことや学校施設環境に関することに限られます。支援するのは、PTAや地域住民で、学校のニーズに合った人材や教育素材の提供やコーディネート(学校教育支援ボランティア組織作りなど)が求められます。

「学校教育支援」の広義の意味は、「学校教育」そのものを支援する、つまり、「子どもの健全な成長」や「次世代の市民の育ち」そのものを支援する社会教育を含んだ活動を指します。これは今まで地域教育会議が実施してきた「生き生きとした社会力のある大人や子どもが一緒になって伝え合う活動」を、学校・家庭と連携して行うものです。地域教育力を元にした教育プログラムを広く実施できるように学校と協働する方向性です。

どちらの方向性にしても、子どもたちと出会う大人が多くなり、平成20年実施の全国学力・学習状況調査(生活習慣と学習環境等関連調査)の結果にお

いて、学習意欲の低下が目立つ中で「規範意識を持ち、規則正しい生活を送っている子どもに学力がついている傾向」「PTAや地域住民の教育参加が積極的なほど、高い正答率になる傾向」が明らかになっています。

今後はますますそれぞれの地域教育会議が、それぞれの地域特性に合った学校・家庭・地域の連携の姿を模索することが大切になります。地区懇談会の復活や活性化による学校・家庭・地域の対話の場の設定や、コーディネートの養成など将来を見据えた活動プラン作成の検討を期待されています。

3 新たな協働を求めて

(1) 協働ってなに？

「協働」という言葉は明治の頃から使用されており、新しい言葉ではなく、造語でもありません。意味は「同一の目的を成し遂げるために、2人以上が協力して働くこと」です。

自分たちで気付き、考え、町や教育など世の中をよくしていこうとする市民や団体、同じ目的の地方公共団体（行政）が、地域の課題を一緒に考え、解決に向け一緒に行動することによって、たくさんの効果が期待できます。こうした関係を「協働」と呼んでいます。

協働とは、

- ① 課題を一緒に考え、解決に向けて対等な立場で一緒に行動すること
- ② 目的実現のための手段・方法

地域教育会議においては、地域教育会議の設置や事業は行政（教育委員会）からの委託ですが、それぞれの地域においては、教育課題の解決や教

育目標達成のために、市民同士・さまざまな参加団体同士あるいは市民と学校・行政（区役所・市民館・学校など）との協働が大切です。

協働は、完成型モデルを目指すのではなく、試行錯誤、経験の積み重ねが必要です。その意味で、協働のプロセス自体がお互いに相互作用をしあうことから、まさに生涯学習ともいえます。市民と行政等と一緒に変わる協働が、目的達成の効果的な方法としての協働の姿です。

(2) 協働を成立させる原則

協働とは、行政や市民団体・市民が一定の目的意識を共有し、相互の特性の認識・尊重を基礎として、対等の関係のもとに連携していくことです。それぞれが協働することによって、互いを補い合い事業を効果的に進めることが出来る相互活用とも言えます。

① 目的意識の共有

お互いに共通の課題を持ち、目的意識を共有すること。そのためには、情報の交換・提供、意見の交換などを欠かすことはできません。

地域教育会議は、地域の教育関係の団体・住民・行政が一堂に会しています。目的を共有するためには、全体会を活用し、委員それぞれの考え・情報を披露しあえるように、会議の運営の工夫をしましょう。

② 相互の特性の認識・尊重

お互いの特性の違いをよく理解しあった上で、信頼関係を築きながら切磋琢磨する関係や、そのためにお互いを理解する努力と「対話の場」が必要です。

学校や行政と地域が対話を重ね、各団体の特色などを理解・認識し、尊重し合しましょう。

③ 対等な関係

対等な関係が前提になります。行政は市民団体の特性である自主・自発・自立などを尊重することが大切です。

行政区地域教育会議や地域住民は学校や区役所に対等感覚を持ちやすいですが、参加団体によっては、学校や区役所となかなか対等な意識を持ちにくいことがあります。そんなときこそ、対話の場を重ねる中で、お互いが共に大切なパートナーであると認め合いたいものです。

④ 時限的な関係

目的が達成されれば、協働の関係は原則として解消されます。以後は適度な緊張感と距離を持つことが大切です。

地域教育会議と行政は永遠のパートナーで長いお付き合いになります。ただ、事業ひとつひとつの目的が達成されれば、また新たなパートナーといつでも組めるような意識が必要です。

⑤ 公開の原則

協働して課題を解決する際に、相互の関係は外からよく見える、開かれた状態であることが必要です。

実際に学校等との関係作りをする場合は、少しずつ段階ごとに開かれていくこともあります。信頼関係とのバランスに配慮しながら、情報公開の範囲を広げましょう。

(3) どう考えればいいのか？

・ ボランティア活動とは、「生命・平和・人権が尊重され、誰もが自己実現や生きがいを追求できるような多様で豊かな市民社会、一人ひとりの存在や違いが尊重され、生かされる社会を、市民たち自身の手で作っていく活動」です。

その特徴は、「自主性・主体性」「社会性・連帯性」「無給性・無償性」「先駆性・開拓性・創造性」「国際性」などの性格があるといわれています。

「やる気＝自発性、世直し＝社会性、手弁当＝無償性」

(活動する＋考える) × 自発性＝ボランティア

・ 自立・対等は最初からあるものではなく、作り出していくものです。大切なのは、経験を積みながら、お互いの信頼を得ることです。

・ 人間的なつながりが出来ると、一緒にできることが多くなります。

・ 「どうやるか」でなく、「なぜ、どうしてやるのか、何のためにやるのか」を考えることから始めると、「どうやるか」のヒントや解答が見つかります。

・ できない理由を探すのでなく、どうしたらできるかを考えることが協働で物事を進めていくために求められる資質です。

・協働の目的は経費節減ではありません。市民社会の形成・住民自治の推進をめざすものです。

・委託の形を取っていても、協働で事業を行う場合は、市民も行政も一緒に汗をかく必要があります。

参考資料：『とちぎの協働スタートブック』



第4章 地域教育会議の課題

1 どうしたらいいの？何とかならないか？

(1) 名前が難しい！どうにかならないか？

—「地域教育会議」って、長いし、覚えにくい。どんなことをする会議なのか、すぐ分かりにくい。難しそう。中学校区と行政区とが同じ名前であらわしい。—

この名前のために、地域への認知度が上がらない、親しみを持ってもらえないなど、皆苦労していますが、会議の名前自体を変える話はありません。

この名前のどこかに「の」を入れてくださいといったら、「地域の教育会議」と「地域教育の会議」と2つの理解に分かれました。さて、どちらがこの会議の性格を物語っているのでしょうか？

各地域教育会議は、親しみがあって身近に感じてもらえ、認知度が上がるように様々な工夫をしています。

<様々な工夫>

- ・シンボルマークを作ったり、ニックネーム(サブネーム)を作り、広報紙や案内資料に使用。
- ・「地教」とちぢめて呼び合う。
- ・学校行事や町会自治会などのお祭りに、^{のぼり}幟を立てたりブースを出したりする。そろいの名入りの^{はっぴ}法被やユニフォームを着たり、腕章をつけてパレードに参加するなど、人の集まる場所で、名前をアピールする。
- ・出向会議に積極的に参加し、アピールする。
- ・統一年間テーマや標語を作り、何年か積み重ねる。
- ・広報紙の取材対象を、学校・保護者・町会自治会などの大規模な組織にま

で広げることで、広報紙をその取材先でも配ってもらえ、より多くの人の目に触れる機会を増やすことができる。(特に写真があると効果的)。

(2) 参加団体との協働をどうやる？

区役所や市民団体の横断的なネットワーク会議は、「協議」が多いのですが、地域教育会議は「協議」と「事業実践」という2つの機能を併せ持っています。地域団体から推薦を受けて参画している団体委員や、業務として参加している行政職員や学校の教職員は、事業実践に戸惑うことが多いようです。

各団体の事情や特徴を理解しながら、地域教育会議の年度の目標設定、日程や実施方法、役割分担などの協議を尽くし、できる範囲でやりましょう。何のためにやるかということをどのくらい共有できるかが、各団体の主体的な参加の仕方に大きく作用します。

<団体委員の悩み>

① 自分の所属している出身母体の団体には、目標があり、その目的遂行のために多忙なのに、地域教育会議に出て更に事業実践するのは、個人として負担が大きい。

→ 地域教育会議の理念・目的の理解と、動ける人の推薦依頼、協力できる範囲についての相談が必要です。

② 団体の代表として参加しているので、自分の団体に何をして欲しいのかを言って欲しい。

→ 事業の目的を共有した後、何をすべきか、どこが分担するのか、みんなで考えましょう。自分の団体の得意分野を是非アピールしてください。行政の委員は、その地域の客観的な情報を多く持っています。

- ③ 団体の代表で出ているが、自分の団体であることが山のようにあり、協力といっても動員参加くらいしかできない。
- 動員参加も大きな力です。
- ④ 母体となる団体が年間スケジュールが年度初めに決定しているため、地域教育会議であることが決まっても、その年度内での協力がしにくい。
- それぞれの団体の目的や年間の活動状況など、特徴を共有しましょう。出身母体の団体で、地域教育会議のことが報告されていますか？次年度からでも、一緒に協働できる工夫を模索しましょう。学校の月間のスケジュール表に地域教育会議の日程を入れてもらうだけでも、ずいぶん違います。
- ⑤ 団体や組織の代表なので、個人で意見を言ったり、参加協力を決定するわけにはいかない。
- それぞれの出身団体の視点からの意見を共有しましょう。団体の会合は毎日あるわけではないので、持ち帰って協議することも必要です。大切なネットワークづくりのための作業です。

(3) 住民委員を増やすためにどうしたらいい？

住民委員が、地域教育会議のエネルギーの核といってもいいのに、なかなか住民委員が増えないのは、どこの地域教育会議も持っている悩みです。「住民委員募集のチラシを千枚刷っても、1人公募があるかどうか？」というため息も聞こえてきます。

多くの地域教育会議では、既に委員になっている人に次年度住民委員という立場で出いただくことも有効な方法です。住民委員でなくても、ある事業だ

けのパートナーとして参画していただいたり、OB組織を作って協力していただいているところもあります。

特効薬があるわけではありませんが、仲間を増やすための工夫を惜しまず、何をする会議なのか、見えるように案内することが肝要です。

<各地域教育会議のあの手この手>

- ・ 部会活動や事業実施が楽しくて、居場所があれば、今度は住民委員に廻ってくれるかもしれません。
- ・ やっている意義が伝わると、団体から卒業した委員さんが住民委員に廻ってくれることもあります。(特にPTAの委員の方は、子どもの成長にしたがって色々な教育問題があるので)
- ・ 団体委員の人で次年度交代の委員さんに住民委員になってもらえるよう、日ごろから仲良くして、仲間になっておく。年度が替わるときに積極的にお願いするほか、議長からの誘いも有効です。
- ・ 色々な事業に参加していただいた市民の方の中から、積極的に質問してくれたりした人に住民委員についての案内をする。
- ・ 行政区の場合は、教育文化会館・市民館の職員などから興味を持っていそうな人を紹介してもらう。
- ・ 中学校区の場合は、学校から募集チラシを配ってもらえるようお願いする。

(4) 地域の人を巻き込むために

地域教育会議は、「地域教育力の向上」を大きな目標に掲げています。では、「地域教育力がある」とは、どのようなことを指しているのでしょうか？

- * おとなが毎日その地域でいきいきと楽しく安全に暮らしている。
→ **地域資源1. 住民の職業・日々の暮らし方**
- * 地域に文化・伝統があり、それらの伝承保存のために、地域全体が係わっている。
→ **地域資源2. 文化・スポーツ環境**
- * 豊かな自然があり、その自然を大切にしながら過ごす。
→ **地域資源3. 自然環境**

1～3の地域資源の中で生まれ育っていく子どもたちは、大人の日々の営みの姿を見ながら、おとなにあこがれたり、自分の将来の生き方に良い影響を与えられたりして成長します。特に自分の生き方のみでなく、地域や社会を視野に入れて地域とつながっている「社会力」を持ったおとなたちの中で育った子どもたちは、やはり「社会力」を身に付け、次世代の地域市民となるといわれています。

このような良い影響を与える地域には、「地域教育力がある」と言われていますが、そもそも地域教育会議が設置されたこと自体が、「地域教育力の低下」を危惧している現れなのです。

ですから、広く地域の人に関心を持ってもらい、参加してもらうためには様々な工夫が必要ですし、実際、各地域教育会議では、単に「広く」だけでなく「深く」地域の人へ働きかけています。

それらの共通のポイントは、

- ・ テーマがその地域の問題としてすでに、認識されている。
 - それぞれの地域には、どのような属性の住民が多く住んでいるか、どのような地域資源があるかなど様々な特性を知ることが必要です。その地域のありように注目してできるだけ身近なテーマの設定をしましょう。
 - 地域には、すでに特定のテーマを取り扱う個人や団体が存在します。その人たちとネットワークを結び、共催を多くすることが大切です。
 - その地域で起きた事件などを取り上げると関心は集まりますが、自分たちの問題として引き寄せる工夫が必要です。
- ・ その解決方法が、その地域の特色を活用している。
 - たとえば、商業地では職業体験、自然の豊富な地域では自然を利用したの触れあい体験など。
- ・ 参加人数は少なくとも、問題意識の高い人たちと継続的な活動を地道に積み上げる。
 - 人が人を呼びますし、あるとき時代の追い風を受けることもあります。そのために、報告書などを作成し広報しましょう。
- ・ 楽しそうな企画は人を呼ぶ。
 - 人の耳目をひきつける企画のタイトルやキャッチコピーなど魅力ある企画内容と表現方法を獲得しましょう。
- ・ 3人に声掛けしよう。
 - 人からの薦め、一緒に行こうという声掛けが迷っている人の背中を押します。委員ひとりが顔見知りの人を3人誘いましょう。

(5) 学校とつながるためにどうする？

子ども会議や学校外子ども体験を企画する場合や、地域のおとな対象の教育啓発事業をする場合、学校の協力がなくては参加者や場所の確保が大変です。PTAの協力も大きな力です。

最近では、社会総掛かりでの子ども支援が必要な時勢になってきましたので、地域教育会議がお願いするだけでなく、学校もPTAも自発的な協働体制が出来つつあります。

また、地域内で子どもと出会う場面が少なくなってきており、多くの子どもを対象にしようとする、学校という場の重要性が増してきています。学校としても、学校教育の困難さから、地域の力を取り入れた教育支援体制の確立が急務となっておりますので、双方がお互いを必要とする自覚は出てきています。

そこで次に大切なのが、一緒に組んでいいかどうか、信頼関係をどう作るかです。学校もPTAも地域教育会議の委員なので、皆で現状の課題や意向を率直に話せるよう、普段の活動の中で交流することが肝要です。前出の協働の仕方にもあったように、立場の違いを理解しながら、共感を深めましょう。それぞれの目的には重なりが多いのですから。

<学校からの心配>

- ・ 学校の抱える個人情報取り扱いが地域でもきちんとされるだろうか？
 - 子どもの問題が地域へ流れ、二次被害が起きることを学校は恐れています。事実、ゴシップ的な噂となり、人権問題になったケースもあります。責任を分担し、どのように取り扱うのが良いのか、学習することが大切で

す。

- ・ 学校負担が大きくなりすぎはしないか？
 - それぞれの応分な役割や負担の分担を明確に。施設を借りるときなどは主催者としての責任の所在を明確にしている、学校に問い合わせや苦情が来ることが多いのです。
- ・ 地域教育会議に期待する企画があるだろうか？
 - 学校の教育目標に合致する提案の仕方など、工夫が必要となります。

(6) 学校教育支援組織との違いは？

(学校教育推進会議、学校運営協議会)

学校教育推進会議は、国の学校評議員制度に、「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を加味した、川崎市独自の学校教育支援組織です。子ども・保護者・教職員・地域の代表を校長が招集し、学校の説明や学校教育課題について、意見を聞くものです。地域からの参加者には、地域教育会議委員と同じように青少年育成に関わる地域団体委員が多く、中学校区地域教育会議からの代表の参加を要請される場合もあります。学校教育推進会議は、校長の諮問機関であり、その学校固有の事案が提示されますが、地域教育会議では、中学校区内の小学校等も参加していますので、地域内での共通課題が協議され、事業実践をしています。

学校運営協議会も国の施策に基づくものですが、コミュニティ・スクール(CS)の基幹組織で、教職員・保護者・地域が対等に力を合わせ、地域の中の学校づくりをするものです。学校運営協議会は、学校の教育目標や予算・人事を

協議し、学校づくりのための大きな権限と責任を持っています。現在、川崎市にはCSに指定された学校が4校あり、中学校区地域教育会議も連携・協力しています。CSに指定された学校は、それまでの、学校教育推進会議にかえて、学校運営協議会に移行できると教育委員会規則等に定められています。

(7) 事務局体制、誰が担うの？

行政区の事務局は教育文化会館・市民館に置かれ、市民が事務局を担っています。事務局机も用意され、市民館や区民活動センターなどの事務機器の利用がたやすく、上手く機能しています。市民館の職員は行政区地域教育会議の担当者として、事業の参加者公募の窓口になったり、会議室手配等のサポートをします。

一方、ほとんどの中学校区地域教育会議は、事務局が学校に置かれています。中学校や校区の小学校の持ち回りになっている例が増え、学校から離れて地域の中に置かれている例はこども文化センターに置かれている以外にないのが実情です。

これは、印刷機や事務関係機器が学校にあるためと、スキルが住民に足りないことなどが主な原因となっています。学校の校務として地域教育会議担当になった教職員が事務局員をしているところが多く見られますが、これでのでしょうか？

学校の教職員は委員であって、必ずしも事務局員でなくてよいはずですし、このことが学校の先生の負担を多くし、結果として「地域の人が学校に入ると学校の負担が多くなる」という評価になりがちです。

地域教育会議は、活動が多岐にわたり、報告書や関連資料も多く、委員や

関係団体・機関の連絡調整など事務局の仕事量も多いのですが、大きな組織なので運営がスムーズにいくかは、事務局機能がどう確立されているかによって左右されるといっても過言ではありません。

川崎市教育委員会は、過去に7中学校に事務局室を作り、有償の事務局員のための予算をつけていましたが、その後見直し、その予算を全地域教育会議に配分する形になりました。現在は、委員の中から事務局員を選出しています。いつでも立ち寄れて地域に開かれた事務局体制の確立が理想ではありますが、なかなかそうなっていないのが現状です。

- | | |
|-----------|--|
| ＜場所が欲しい＞ | ・学校の中の専門の事務局室
・こども文化センター内
・市民館のフリースペース
・地域の中の公的施設や民間の空き施設 |
| ＜人材が欲しい＞ | ・教育サポーターの校区配置
・事務スキルのある人の募集
・スキルアップ
・事務局作業の分担 |
| ＜人件費が欲しい＞ | ・専従事務局員採用のための予算 |

地域教育会議内での負担が集中しないよう役割を分散させる工夫をし、本音で話し合しましょう。

<学校の先生の本音>

自分がやったほうが速い、慣れているのでそれほど苦にならず、できてしまう。業務だし。

でも、本当は、それでなくても忙しいから、担当にならないように願っている。住民は口は出すけど、手が動かない。このように学校が役割を引き取ってしまうことが市民の自発性をだめにしているのかもしれない。

<住民の本音>

今はパソコン時代。出来ないものは仕方ない。本当は手書きでもいいと思っているけど、そうもいかない。

先生もそれくらいやってくれてもいい。自分たちもすごく忙しい。学校の先生ってまじめで気の毒。

(8) 予算について(委託金・活性化予算)

地域教育会議の活動予算は、地域教育会議推進協議会から事業委託されている委託金によっています。委託金は公金(税金)ですから、適正な使われ方をされなければなりません。他の中学校区や他の行政区の会計執行の仕方などを参考にしながら、分からないことは教育委員会生涯学習推進課に相談しましょう。

活動が活発で予算が足りないところがある一方で、使い道がなく予算消的に使い切る会議も見受けられます。そこで、2006年から活性化予算の枠を作っています。行政区・中学校区が一定の予算を出し、用途については、各区の地域教育会議が合議して決めますが、予算管理は行政区が担当します。

<使い方>

- ・区内の地域教育会議の合同企画・事業に当てる
- ・使途のテーマを統一し、企画そのものは個々に任す
- ・個々の地域教育会議に分配する
- ・合同企画の残金を分配する
- ・プレゼンテーション方式で、予算が欲しいところに配分する など



おわりに

地域教育会議の全市の交流会に参加すると、こんなにも「善意のおとな」がいるのかと感動します。どんなに小さな取り組みにも、子どもたちを支援しようとする熱意や独創性が感じられ、信じられるおとなの存在が誇らしくもあります。

地域教育会議設置構想が持ち上がった当時、「市民自主の精神が日本に根付くのか？」という疑問の声があったようで、ある意味壮大な社会実験がスタートしたのです。川崎市の後に次々と各地に設置された、地域を前面に押し出した組織の多くは、行政主導でした。

川崎の地域教育会議は、毎年のように「地域教育会議って何？」の質問からスタートして試行錯誤してきたわけですから、歩みが遅かったり、成果が見えにくかったりするところもありますが、これまでの積み重ねによってその分、係わった市民の足腰や体質は強くなっています。地域に密着した現場主義、対等な立場での協働の仕方などは、地域住民ならではの力です。皆で悩みながら、強くなろうではありませんか！そして、楽しく協議や活動がなされ、その過程で皆さんが自己実現できたら、こんな素敵なことはありません。このハンドブックが皆さんの話し合いのきっかけづくりになることを願っています。

「1年やってみたが、この会議がよく分からなかった」と言う方へ、

『もう、1年やってみてください。一緒にやりましょう！』

参 考 资 料



地域教育会議 設置の経緯とこれまでの歩み

- 昭和57年（1982） 「神奈川の教育を考える県民会議」発足
- 昭和58年（1983） 「校区連絡会議」の改編
 中学校区青少年地域活動促進委員会設置
 行政区 // //
 全 市 // //
- 昭和59年（1984） 「川崎の教育推進事業」発足
 「川崎の教育を考える市民会議」の開催
 テーマ 「子どもたちのために、今私たちは何をしたらよいか」
- 昭和60年（1985） ・青少年問題協議会より、青少年地域活動促進委員会の活性化への提言
 ・川崎市教職員組合「川崎の教育は今」発行
- 昭和61年（1986） ・青少年地域活動促進委員会要項の改正の検討
 ・川崎市教育懇談会「いきいきとした川崎の教育をめざして」を報告
 → 地域教育会議創設の提言
 ☆「教育活動活性化事業」及び「学校・地域連帯モデル事業」開始
- 昭和62年（1987） ・青少年地域活動促進委員会要項改正（メンバー拡大等）
 ・川崎市教育推進事業検討委員会発足
 ・校区教育協議会「校区からの教育改革」を発行
- 昭和63年（1988） ・行政区「教育を語るつどい」始まる
- 平成 元年（1989） ・川崎市教育懇話会に地域教育会議の基本的な考え方と試行の進め方について
 協議を依頼（報告は平成2年に）
- 平成 2年（1990） ・3中学校区（田島・橘・柿生）に試行を委嘱
- 平成 3年（1991） ・4中学校区，1行政区（高津区）プラス
- 平成 4年（1992） ・中学校区「教育を語るつどい」始まる
 ・7中学校区，1行政区をプラス
- 平成 5年（1993） ・7中学校区，1行政区をプラス
 ・専任事務局員配置（田島中学校区）
 ☆「川崎市生涯学習基本計画」発表
 ☆「川崎新時代2010プラン」発表
- 平成 6年（1994） ・7中学校区をプラス ※川崎市地域教育会議推進協議会発足
 ・専任事務局員配置（中原中学校区・中野島中学校区）
 ※「子ども議会」開催 ※「子ども会議」始まる
- 平成 7年（1995） ・拡大なし
- 平成 8年（1996） ・7中学校区，4行政区をプラス（全7行政区で開始）
 ※「子ども人権集会」開催
- 平成 9年（1997） ・16中学校区をプラス（全51中学校区，全7行政区で開始）
 ※「川崎子ども・夢・共和国」開催
- 平成10年（1998） ※「川崎子ども・夢・共和国」継続開催＝2年目
 ※「川崎子ども集会」開催
 ※「川崎子ども権利条例検討連絡会議」発足 ⇒子ども委員会設置

- 平成11年（1999） ・専任事務局員配置（塚越中学校区・菅生中学校区）⇒5中学校区に拡充
 ※「川崎子ども・夢・共和国」継続開催＝3年目
 ※「川崎子ども集会」開催
- 平成12年（2000） ・専任事務局員配置（橘中学校区・長沢中学校区）⇒7中学校区に拡充
 ・川崎市生涯学習懇話会より、「子どもの成長支援」という視点から地域教育会議のあり方についての報告あり（平成11・12年の報告書）
 ※「川崎子ども・夢・共和国」継続開催＝4年目
 ※「川崎子ども集会」開催
 ※「(仮)川崎子ども夢パーク」推進委員会発足
- 平成13年（2001） ・事務局体制の見直し
 ※「川崎市子どもの権利に関する条例」施行
 ※「川崎子ども・夢・共和国」継続開催＝5年目（終了）
 ※「川崎市子ども会議準備会」発足
 ※「(仮)川崎子ども夢パーク」着工
 ☆「学校教育推進会議」試行
 ☆『かわさき「いきいき・夢・パワー21」教育推進事業』開始
- 平成14年（2002） ※「川崎市子ども会議」開催
 ※「(仮)川崎子ども夢パーク」運営準備会
 ※「学校教育推進会議」本格実施
- 平成15年（2003） ※「川崎市子ども夢パーク」オープン
 ※「川崎市子どもより市長さんに送る提言書」初めての提出
- 平成16年（2004） ※「かわさき教育プラン」へ地域教育会議からの提言書を提出
 ※「第1回川崎市地域教育会議交流会」の開催
- 平成17年（2005） ※「かわさき教育プラン」策定（3月）
 ※「第2回川崎市地域教育会議交流会」の開催
- 平成18年（2006） ・活性化予算の導入
 ※「第3回川崎市地域教育会議交流会」の開催
- 平成19年（2007） ※「第4回川崎市地域教育会議交流会」の開催

川崎市地域教育会議推進協議会 設置要綱

(名 称)

第1条 この会は川崎市地域教育会議推進協議会（以下、「協議会」）という。

(目 的)

第2条 協議会は、「地域教育会議」を円滑に遂行することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、別表の市内青少年関係団体及び学校関係団体等の関係者を委員として組織する。

(役 員)

第4条 協議会は、19名の委員により構成し下記の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会 計 1名

(4) 監 事 1名

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長、会計、及び監事は、委員のうちから会長が任命する。

(職 務)

第5条 会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総括する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 会計は協議会経費を管理し、現金出納等会計業務を行う。

4 監事は会計を監査する。

(会の招集)

第6条 協議会は会長が招集する。

(業 務)

第7条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 地域教育会議の企画、実施に関すること。

(2) 地域教育会議の定着化及び発展に関すること。

(3) その他、協議会の目的達成に必要な活動。

(事務局)

第8条 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課内に事務局を置く。

(経 費)

第9条 協議会の必要経費は、川崎市からの委託料その他の収入をもってあてる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

付 則 この要綱は、平成8年4月1日より施行する。

付 則 この改正要綱は、平成9年4月1日より施行する。

付 則 この改正要綱は、平成14年6月4日より施行する。

付 則 この改正要綱は、平成16年6月3日より施行する。

(別 表)

川崎市地域教育会議推進協議会 委員構成表

区 分	団体・組織名
社会教育 関係団体	川崎市青少年育成連盟
	川崎市P T A連絡協議会
	川崎市体育協会
	川崎市文化協会
学校教育 関係	川崎市立中学校長会
	川崎市立小学校長会
	川崎市教職員組合
各区 地域教育会議	川崎区地域教育会議
	幸 区地域教育会議
	中原区地域教育会議
	高津区地域教育会議
	宮前区地域教育会議
	多摩区地域教育会議
	麻生区地域教育会議
行政その他	市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課
	教育委員会学校教育部指導課
	教育委員会生涯学習部生涯学習推進課
	教育文化会館・市民館長会
	川崎市生涯学習財団事業推進室

中学校区地域教育会議実施要項

1 目的

中学校区において、学校・家庭・地域社会の連携により、地域内の子育てや生涯学習のネットワークづくりと、教育への市民参加システムづくりを行い、中学校区での教育力の向上を目指すことを目的とする。

2 事業内容

- (1) 「地域教育会議」において、定例的な全体会議及び目的達成のための活動会議や各種委員会などの開催。
- (2) 地域の人々の生涯学習の振興や青少年の健全育成などのための調査・研究及び地域内の人々の教育に対する意見集約・提言のための活動。
- (3) 地域の子どもの意見表明に関わる活動（中学校区子ども会議の開催等）
- (4) 地域教育会議活動の普及、拡大に関わる活動（教育を語るつどいの開催等）
- (5) 学校教育との連携及び支援に係わる活動

3 実施期間

当該年度3月31日まで。

4 実施方法

川崎市地域教育会議推進協議会（以下「協議会」という。別途要綱による。）に実施を委託する。

5 実施地区

中学校区（51中学校区で実施）

川崎区：田島・大師・桜本・渡田・富士見・南大師・川中島・臨港・京町・川崎中学校区
（計10中学校区）

幸区：日吉・塚越・御幸・南河原・南加瀬中学校区（計5中学校区）

中原区：中原・玉川・住吉・今井・宮内・平間・井田・西中原中学校区（計8中学校区）

高津区：橘・西高津・高津・東高津・東橘中学校区（計5中学校区）

宮前区：宮前平・野川・菅生・向丘・犬蔵・宮崎・有馬・平中学校区（計8中学校区）

多摩区：菅・南生田・中野島・栞形・稲田・南菅・生田中学校区（計7中学校区）

麻生区：柿生・白鳥・長沢・金程・王禅寺・西生田・麻生・はるひ野中学校区（計8中学校区）

6 経費

川崎市委託料をもって充てる。

7 その他

中学校区地域教育会議は、川崎市地域教育会議推進協議会と一体的に事業を展開し、事業実施計画書及び事業実施報告書を協議会に提出する。

8 施行日

この要項は当該年度4月1日より施行する。

行政区地域教育会議実施要項

1 目的

行政区において、学校・家庭・地域社会の連携により、区内の子育てや生涯学習のネットワークづくりと、教育への市民参加システムづくりを行い、中学校区と連携し、提言等を通じて行政区での教育力の向上を目指すことを目的とする。

2 事業内容

- (1) 「地域教育会議」において、定例的な全体会議及び目的達成のための活動会議や各種委員会などの開催。
- (2) 地域の人々の生涯学習の振興や青少年の健全育成などのための調査・研究及び地域内の人々の教育に対する意見集約・提言のための活動。
- (3) 地域の子どもの意見表明に関わる活動（行政区子ども会議の開催等）
- (4) 地域教育会議活動の普及、拡大に関わる活動（教育を語るつどいの開催等）
- (5) 行政区内中学校区地域教育会議の支援と連携に関わる活動

3 実施期間

当該年度3月31日まで。

4 実施方法

川崎市地域教育会議推進協議会（以下「協議会」という。別途要綱による。）に実施を委託する。

5 実施地区

行政区（全行政区で実施）

川崎区：教育文化会館管内

幸 区：幸市民館管内

中原区：中原市民館管内

高津区：高津市民館管内

宮前区：宮前市民館管内

多摩区：多摩市民館管内

麻生区：麻生市民館管内

6 経費

川崎市委託料をもって充てる。

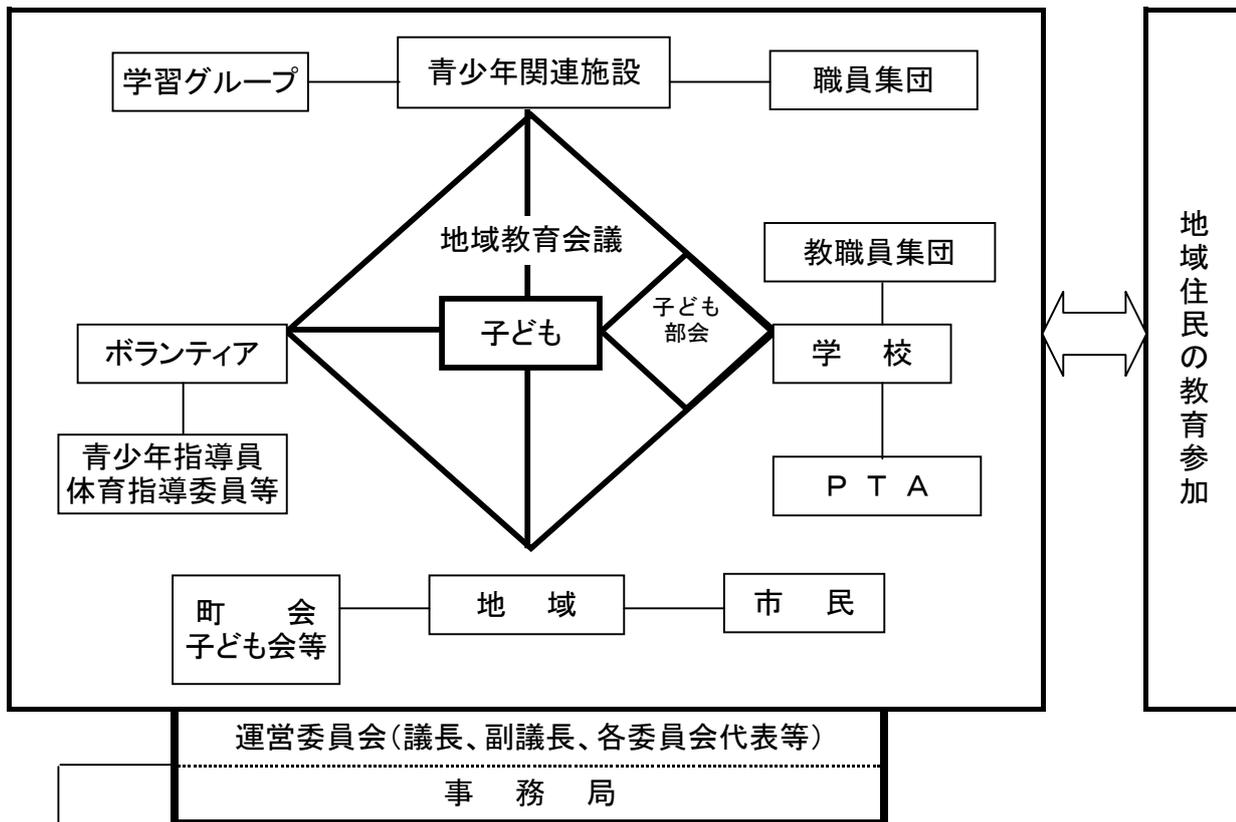
7 その他

行政区地域教育会議は、川崎市地域教育会議推進協議会と一体的に事業を展開し、事業実施計画書及び事業実施報告書を協議会に提出する。

8 施行日

この要項は当該年度4月1日より施行する。

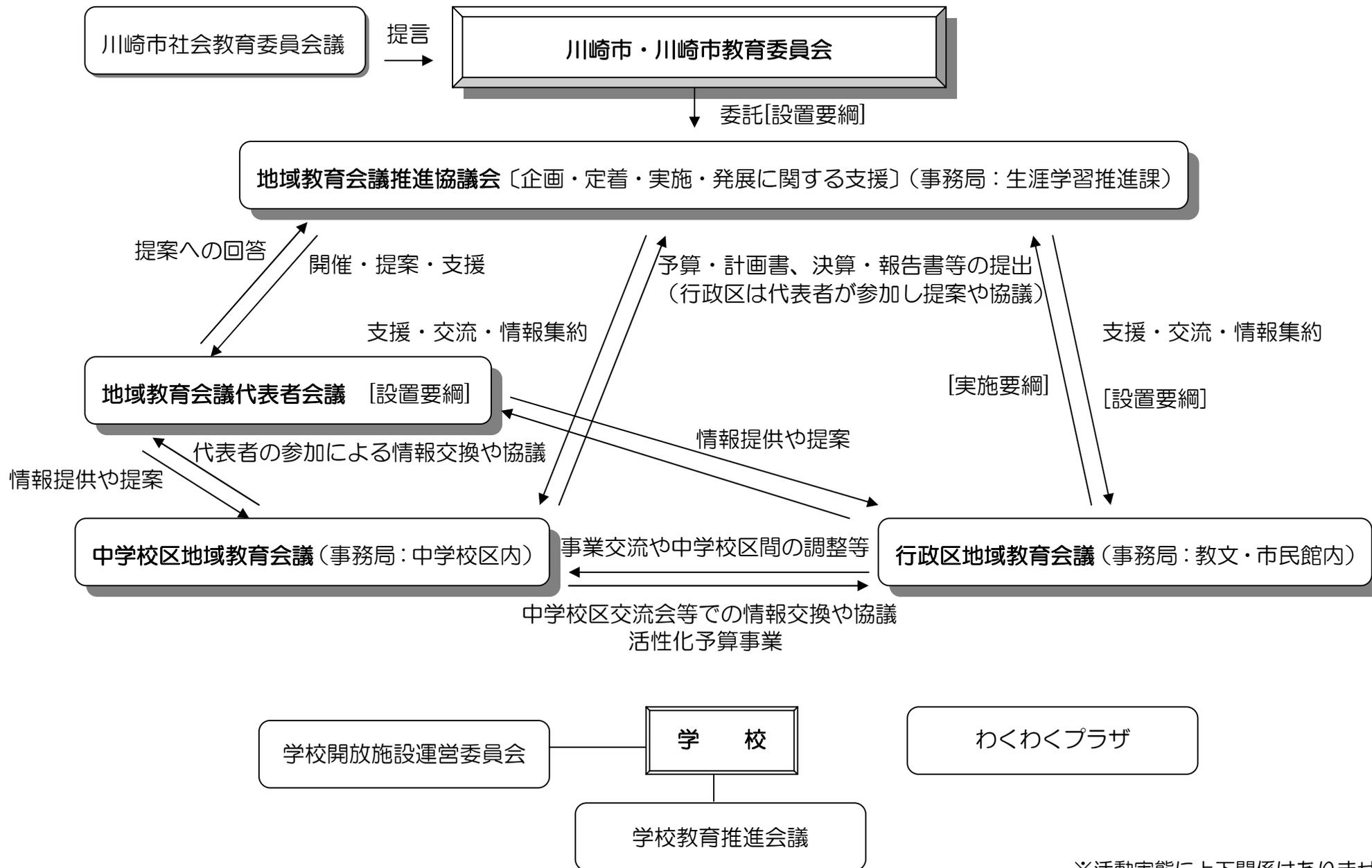
地域教育会議概念図



- ① 地域教育集会の企画
 - ア 教育を語るつどい(他に小学校区集会、ミニ集会の開催)
 - イ 地域子ども会議の開催
 - ウ 教育を語るつどい後の意見集約
- ② 調査・研究活動
 - ア 地域教育力(人材、施設、環境等)に関する調査活動
 - イ 遊び場マップ等の調査、作成活動
 - ウ 地域の各種要求等のアンケート調査など
 - エ 教育・子育てに関する相談のための研究・調査
- ③ 地域活動の連絡・調整
 - ア 地域の様々なグループ・活動団体の情報収集、調整
 - イ 地域活動に関する情報の収集、提供
 - ウ 各団体どうしの連絡を助け、互いの会員に呼びかけて各種行事を盛り上げる
- ④ 広報活動
 - ア 「地域教育会議だより」の編集・発行
 - イ 調査・研究資料、情報資料のPR活動
 - ウ 地域での世論の形成
- ⑤ 行政区地域教育会議への参加
- ⑥ 独自活動
 - ア 青少年の健やかな発達を支援する活動
 - イ 地域住民の生涯学習に関する活動
 - ウ 子ども自身の計画による活動

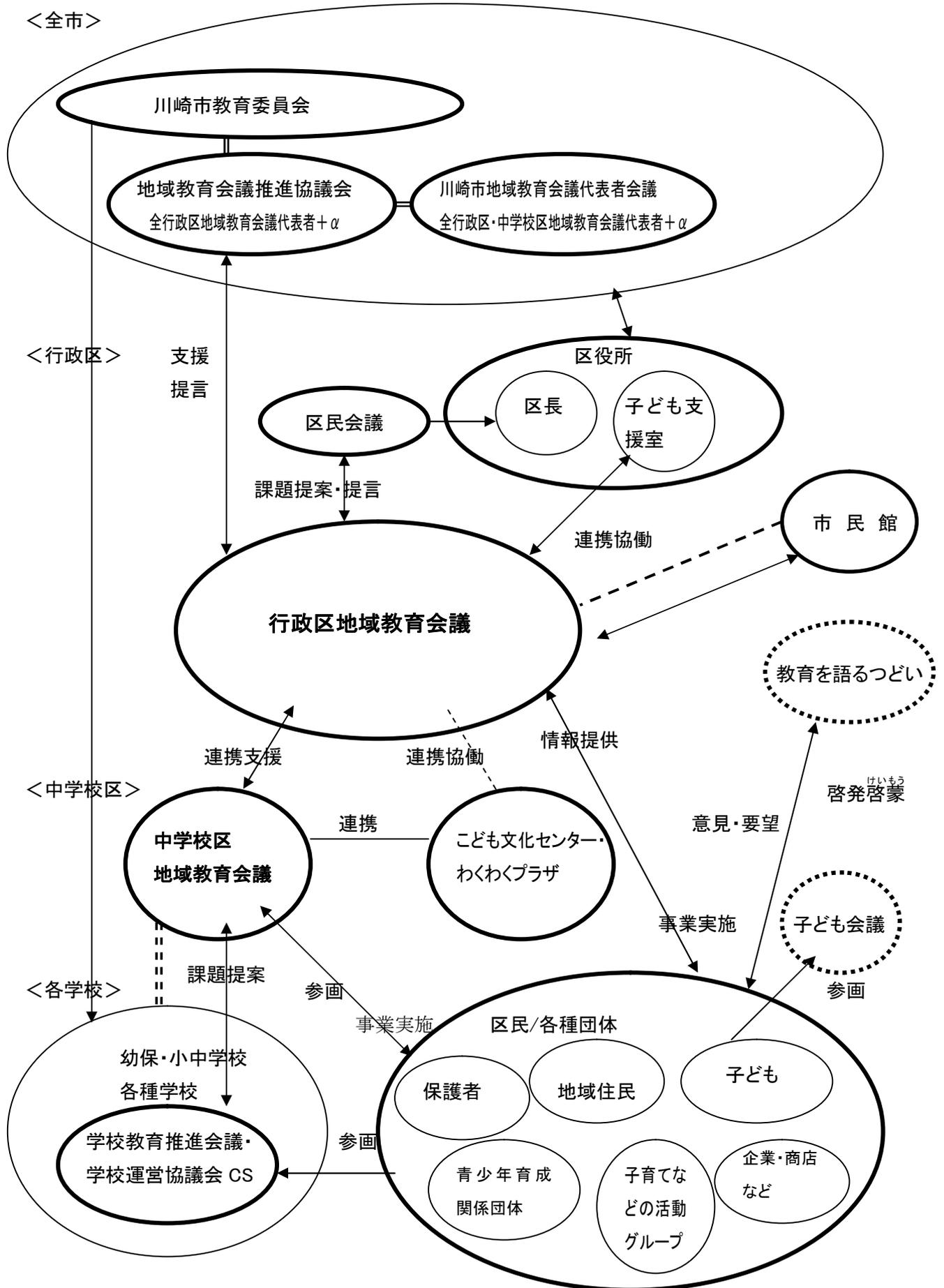
*川崎市における「地域教育会議」の取組み～いきいきとした川崎の教育をめざして～平成10年4月発行より一部抜粋・改訂

川崎市地域教育会議 関係諸会議 関係図



※活動実態に上下関係はありません。

各区地域における地域教育会議の位置づけ

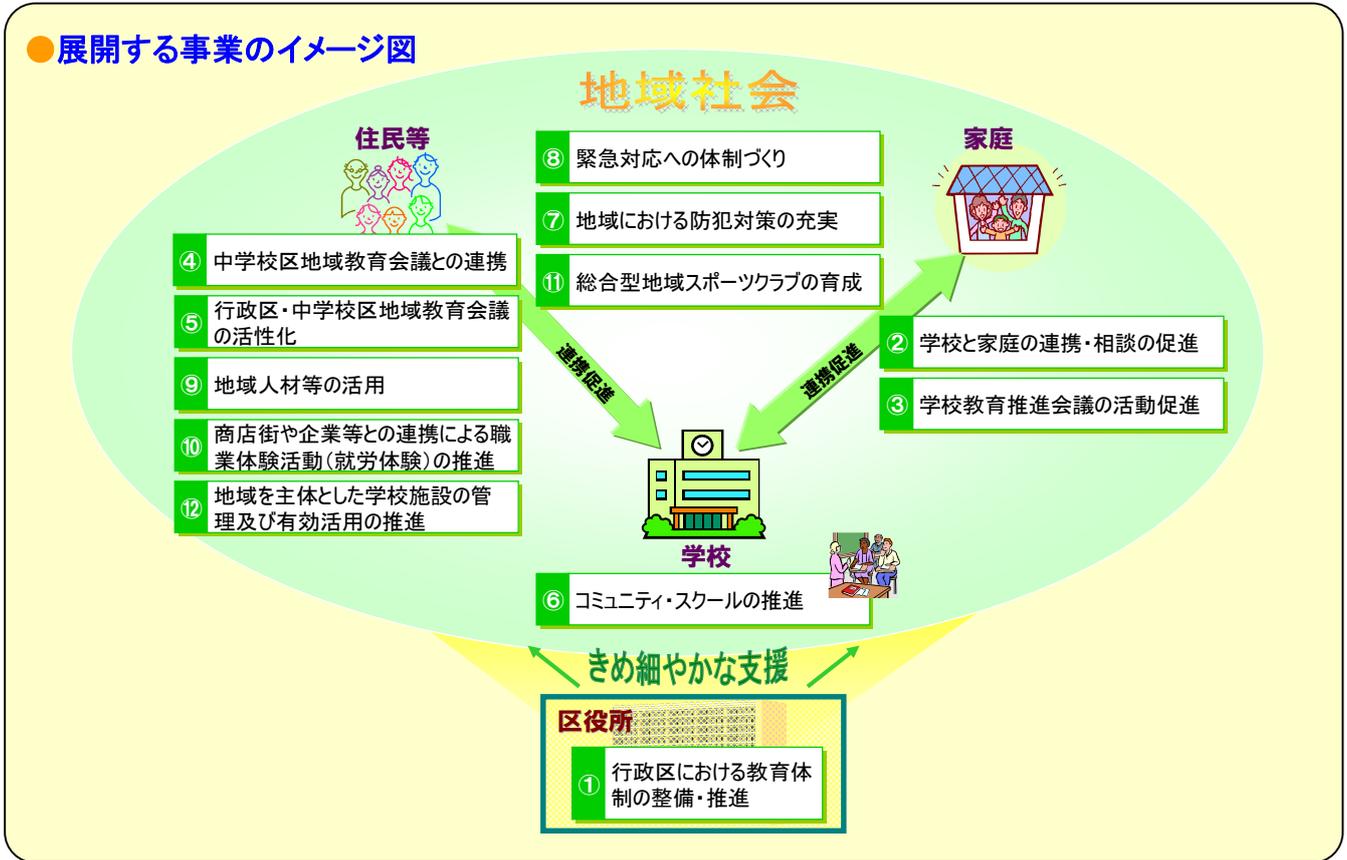


重点施策2: 地域の中の学校を創る

● 目的

地域の中の学校づくりを目指して、地域との連携を進めるとともに、学校の抱える問題に対し、きめ細やかに対応する仕組みづくりに取り組みます。

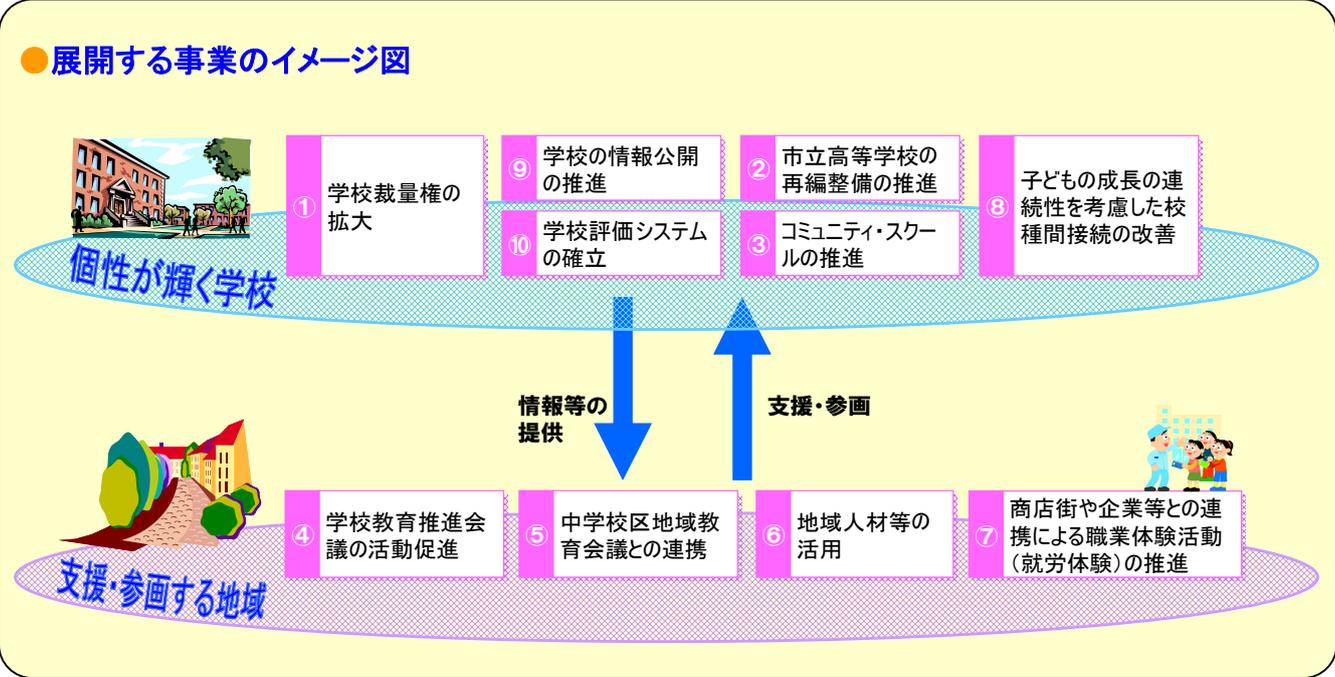
● 展開する事業のイメージ図



重点施策4:個性が輝く学校を創る

● 目的

各学校がそれぞれの特性を活かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりに取り組みます。



川崎の地域教育会議ハンドブック

－市民自治の教育への取り組みをめざして－

川崎市地域教育会議推進協議会

平成 20 年 3 月発行

平成 21 年 12 月修正